

# 学校プール開放支援事業補助金交付要綱

平成21年5月20日  
制定

## (この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、子どもたちが、夏休みに水に親しめる場を提供し、子どもの健全育成と健康増進を図るため、学校教育に支障のない範囲で、尼崎市立小学校プール施設(以下「プール」という。)を使用する団体に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象者)

第2条 補助対象者となる団体は、PTA、子ども会、学校開放運営委員会、スポーツクラブ21等の青少年健全育成を目的に設立された地域団体(以下「地域団体」という。)とする。

## (プールの使用期間等)

第3条 プールを使用できる期間は、夏休み期間中の学校教育活動に支障のない範囲とする。

2 プール開放の時間は、午前・午後とも1回あたり3時間以内とする。

3 プールの開放にあたっては、地域団体が自主的に運営し、プールの受付、監視、応急手当、水質管理、清掃など、子どもたちのプール利用とプール利用後の原状復旧については、責任を持って行う。

## (プール利用者)

第4条 基本的には、プール開放を実施する当該小学校の児童とする。

## (補助金の額)

第5条 補助金の交付は、予算の範囲内において、プール開放に必要な運営に要する費用の一部を補助するものとし、補助の交付額は、教育長が別に定める基準により算出した額を限度とする。

## (支援の内容)

第6条 プール開放に伴う参加者の傷害保険及び賠償責任保険については、教育委員会が加入し、事故発生時には、教育委員会と地域団体が協力して対応する。

2 プール開放に必要な光熱水費は、教育委員会が負担する。

## (安全等の確保)

第7条 プールを開放する地域団体は、利用者の安全に特に留意しなければならない。

## (補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする時は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) プール開放支援事業計画書及び予算書
- (2) 地域団体の規約・名簿等

(3) その他、教育長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 教育長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理し、内容を審査し、交付決定を行なうものとする。

2 教育長は、交付決定の内容を補助金交付決定通知書(様式2号)により、地域団体に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助金の交付決定を受けた地域団体は、請求書(様式3号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定により適法な請求を受理したときは、原則として口座振替の方法により補助金を交付する。

(補助事業の中止等)

第11条 補助事業が中止になり、補助金の交付が不要となった場合は、速やかに補助金を返還するものとする。

(実績報告)

第12条 補助金の交付を受けた地域団体は、事業終了後、次の各号に掲げる書類を、教育長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 収支決算書

2 教育長は、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成21年5月20日から施行する。